



保険料の免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な場合は、承認により保険料が免除されます。

届け出・申請にあたって

- ①申請先は、町民生活課保険年金担当です。
- ②免除の対象期間は、7月から翌年の6月までの1年間です。
- ③今年4月から、過去2年1か月前の分までさかのぼって申請ができるようになりました。申請書は1年度分ごとに必要です。

○納付免除

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときには、申請によって保険料の納付が免除（全額・4分の3・半額・4分の1）されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

○若年者納付猶予

30歳未満の方（学生を除く）で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

| | | |
|-----|-------------|----------|
| 問合せ | 秩父年金事務所 | ☎27-6560 |
| | 町民生活課保険年金担当 | ☎62-1232 |

防災行政無線からの放送が「聞こえていますか？」



防災行政無線からの放送が聞こえづらい地域を解消するため、防災行政無線の子局整備工事を実施します。「放送が聞こえづらい」など気になることがありましたら、下記までご連絡ください。

| | | |
|-----|-------------|----------|
| 問合せ | 総務課企画政策防災担当 | ☎62-1231 |
|-----|-------------|----------|

始めてみませんか？

タブレット初心者教室 ～指タッチでインターネット～

タブレットに触れながら、丁寧に使い方を教えます。インターネットお困りごと相談会も同時開催しますので、お気軽にご参加ください。

- 期 日 7月10日(木)・15日(火)
- 時 間 午前の部：午前11時～午後0時30分
午後の部：午後1時30分～3時
※午前の部・午後の部ともに同一内容のため、どちらかにご参加ください。

- 場 所 文化会館練習室A
- 講 師 N T T 東日本社員
- 定 員 1開催あたり10人（申込順）
- 参加費 無料
- 主 催 皆野町商工会
- 協 力 N T T 東日本-埼玉



| | | |
|---------|--------|----------|
| 申込み・問合せ | 皆野町商工会 | ☎62-1311 |
|---------|--------|----------|